岩国市

Press Release
報　道　通　知

令和２年８月 12 日

件　名　米海兵隊岩国飛行場所属機２機の空中接触による墜落事故に関する再調査結果の説明について（事後）

概　要　このことについて、防衛省より、市長等へ説明がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．日　時：令和２年８月１２日（水）１０：５０～１１：２５

２．場　所：岩国市役所３階　政策審議室

３．来訪者：中国四国防衛局長　森田　治男（もりた　はるお）
防衛省地方協力局補償課長 西野　洋志（にしの　ひろし）

４．応対者：岩国市長　福田　良彦（ふくだ　よしひこ）
岩国市議会議長　藤本　泰也（ふじもと　やすなり）
岩国市議会副議長　片岡　勝則（かたおか　かつのり）

５　説明の概要

**（１）中国四国防衛局長の冒頭発言**

○　我が国の安全保障の観点から、日米同盟及び自衛隊や米軍の活動について、多大な御理解と御協力を賜り、この場をお借りして、感謝申し上げる。

○　本日は、平成３０年１２月に発生した、岩国飛行場所属機２機による空中接触による墜落事故に関する再調査結果の概要について説明するために、伺ったところである。

○　後ほど、詳しく説明するが、この再調査は、昨年９月に公表された事故調査（部隊調査）報告書では、事案の全体像を正確に捉え切れていないと見られたことから、本件事故の重大性に鑑み、包括的な原因・要因の特定のため、海兵隊副司令官によって任命された統合処分担当官とその下に設置された専門家１２名から成る再調査委員会によって行われた。その中で、事故の直接の原因を詳細に特定するとともに、事故の背景となった組織全般にわたる問題点として、人員配置、運用、教訓の活用、即応性等の要因が幅広い視点から取り上げられている。我々防衛省としては、今般海兵隊が詳細かつ広範な再調査を実施したことは、米側の航空安全や即応性の向上に対する強い意識の表れであると認識しており、米側に対しては、今回の再発防止策を含め、米軍機の運用において、より一層、安全管理に万全を期すよう、累次の機会に求めていく考えである。

（次頁に続きます）

（２）地方協力局補償課長からの説明

ア　再調査結果の概要について

○　平成３０年１２月６日に高知県沖で発生した岩国飛行場所属の米軍機２機による空中衝突・墜落事故に関して、昨年９月、米側の事故調査（部隊調査）報告書が公表されたところ、米側の統合処分担当官による再調査が行われ、先般（７月２日）、米海兵隊ＨＰにおいて、当該再調査の結果が公表されたところである。

イ　事故原因について

○　当該再調査の結果、事故の原因は、

・　事故機は、空中給油を終えた後、飛行中に本来配置されるべきではない非標準的な位置（空中給油機の左側）に配置され、このため空中給油機と編隊長機の２機との位置関係を維持しなければならないことになった

・　編隊長機のライトが、最適ではない明るい照度に設定されたことで、事故機パイロットの感覚を編隊長機に集中させる条件となった

・　事故機は、空中給油機を見失い、かつ位置関係に関する状況認識ができないまま、空中給油機の上方を左側から右側に移動した

・　事故機は、これら要因を乗り越えられず、空中給油機の右側で、編隊長機との間合いを取ろうとして、左側に位置する空中給油機に衝突する結果となった

・　ただし、事故機のパイロット含め、いかなるパイロットにとっても、これらの一連の状況を回避することは、極めて困難なものだった

とされている。

○　結果として、事故原因については、昨年９月の報告書の結論を大きく変更するものではないものと承知している。

ウ　事故要因について

○　また、この４つの原因に加えて、再調査報告書では、制度的要因、組織文化的要因及び組織的要因も特定されている。

○　制度的要因については、４つの観点から記載されており、それぞれの主な内容としては、

（ア）人員配置について

米本土の部隊に比べて、育成課程での成績の低い初回勤務の飛行士が、第２４２海兵全天候戦闘攻撃飛行隊に、意図せず数多く配置されていた。また、２回目・３回目勤務の飛行士についても、同隊の飛行環境及び訓練制約に鑑み、これに十分対応するために必要となる各種資格や技能認定を有する者が少なかった

（イ）訓練・運用について

訓練・即応性マニュアルにおける資格要件の記載が分かりにくかった。また、空中給油に関する各種指示書における離脱、編隊及びライト等の要領の記載が明確性を欠き、訓練・即応性マニュアルとの間で不整合があった

（次頁に続きます）

（ウ）医療について

市販薬の不正使用は事故原因ではないが、要因であった可能性がある。航空疲労管理に関する指針は、現実的でなく、部隊指揮官や隊員は独自に疲労管理をせざるを得ない状況であった。また、薬剤使用の承認の権限等が不明確であった

（エ）安全について

事故報告の方法や手順が曖昧であり、また、過去の事故調査報告書に容易にアクセスできないため、組織全体として過去の事故等の教訓を活かすことができなかった

などが挙げられていると確認している。

○　組織文化的要因については、近年における飛行時間の減少並びに訓練達成度及び任務達成度の低下、資格保有整備員の充足不足、上級部隊の運用計画への集中傾向等による第２４２全天候戦闘攻撃飛行隊での即応性レベルの低下が見られたことなどが挙げられている。

○　組織的要因については、

・　第２４２海兵全天候戦闘攻撃飛行隊は、自隊が演習を安全に実施し得るか適切に判断できず、練度等に応じた搭乗員配置を適切に計画できなかった。また、給油機周辺の非標準的な運用を許容する雰囲気を助長した

・　第１２海兵航空群は、第２４２海兵全天候戦闘攻撃隊の低い即応性による訓練上のリスクを軽減しようとしなかった

・　第１海兵航空団は、第２４２全天候戦闘攻撃飛行隊の低い即応性を長年にわたり見過ごした

などが挙げられている。

○　ただし、これらの制度的、組織文化的及び組織的要因が排除されていたとしても、今回の事故の発生確率や重大性は減少できたかもしれないが、本件事故の状況において事故の発生までは防止することはできなかったであろうとされているものと認識している。

エ　２０１８年事故の部隊調査について不正確な記述とされた事項

○　２０１８年事故の部隊調査について、不正確な記述とされた内容も取り上げられており、その主な事項は

・　問題とされた一部搭乗員から検出された薬剤成分は、事故原因ではなかった（要因であった可能性はある）

・　事故機パイロットは夜間空中給油実施の資格を有していなかったと結論付けされていたが、習熟度は低かったが、訓練参加に必要な条件は満たしていた

・　その他可能性のある要因とされた夜間空中給油訓練に適さない暗視ゴーグルの使用は、事故の原因とも要因とも認められない

・　２０１６年に発生した沖縄沖の事故の調査が規定どおり行われていれば、その後の類似事故を防止する是正措置がとられていたかもしれないという記述は推測に過ぎず、誤っていた

であると認識している。

（次頁に続きます）

オ　米側による再発防止策の内容について

○　米海兵隊においては、今般の再調査報告を受け、

・　航空要員及び整備要員の配置に関し、海兵隊員個人の専門性のみならず、航空資格等を考慮することを含め、人員配置方針を変更すること

・　Ｆ／Ａ－１８の全ての訓練・即応性マニュアル、標準運用手順及び空中給油に関する資料を更新し整合を図ること

・　睡眠管理研究を行い、必要であれば航空運用に関する方針を修正すること。また、薬剤に関する指針等を更新し、全ての航空要員等が確実に十分な訓練を受けられるようにすること

・　海兵隊司令部安全部門は、海軍安全センターと協力し、教訓のより効果的な学習及び全体への共有のため、海軍航空全体の情報管理及び安全訓練を向上させること

などの指示が出されており、航空安全及び即応性を向上させるため、様々な取り組みを行っているものと確認している。

○　いずれにせよ、事故調査は、航空機の将来の安全性を向上させるために重要なものであると承知しており、今般の再発防止策を含め、より一層、米軍機の運用に係る安全管理の徹底を図るよう、米側に求めてまいる。

カ　まとめ

○　防衛省としては、米軍機の事故等は周辺地域の方々に大きな不安を与える、あってはならないものであり、再調査結果に基づく再発防止策等への取組について注視していくとともに、米軍機の飛行に際しては、安全確保が大前提との認識の下、引き続き米側に対し、安全管理に万全を期すよう求めていく考えである。

**（３）福田市長からの質問及び地方協力局補償課長の回答**

（福田市長）

○　今回の事故再調査報告書の位置付けについてであるが、事故調査報告書が出た後、再度、事故再調査報告書が出されることは、異例なことではないかと思っている。今回の事故再調査報告書は、日米合同委員会合意に基づくものであるのか、また、今回の再調査報告書は、昨年の報告書をベースに、さらに詳細な調査を行ったものと考えてよいか。

○　報告書で示された事故原因等に対する再発防止策は、既に図られているのか。

○　在日米軍全体の「人員配置方針」に関して、
この事故再調査報告書については、報道等で「岩国に未熟な操縦士」の見出しの記事が掲載され、市民にとっては、大きな不安となると共に、隊員の「質」について大きな関心が寄せられている。説明の再発防止策では、「人員配置方針を変更すること」とあるが、岩国基地での人員配置が具体的にどのように変更された、そして、されようとしているのか。

○　日本政府として、今後、岩国基地における米軍の人員配置に関してどのようにそれを確認していくのか。

**（次頁に続きます）**

○　「資格保有整備員」については現在、充足されているのか。

（西野補償課長）

○　今回の事故再調査報告書の位置付けについて、本報告書は、日米合同委員会合意に基づくものではない。今回の調査は米海兵隊において、前回の事故調査報告書が、事故の直接的原因を中心に事故を起こした部隊に焦点を当てたものであって、事故の全体像を必ずしも正確に捉えきれていないと見られたことから、本件事故の重大性に鑑み、事故の具体的な原因を捉えるとともに、制度的・組織的な要因を含む、より広範な要因を特定するため、新たに統合処分担当官を指名して再調査を行ったものと認識している。本報告書は、米海兵隊が、命令のもと、組織として検証を行い、海兵隊ホームページに公開していることから、公式な事故調査報告書であると考えている。

○　報告書で示された再発防止策について、米側に確認したところ、既に取り組んでいるとの説明を受けているので、防衛省としては、引き続き、米側の取り組み状況について注視していくとともに、安全管理に万全を期すよう求めていく考えである。

○　米海兵隊全体の「人員配置方針」についてですが、さきほども説明したとおり、人員配置等事故要因については、今般事故の直接的な原因ではないとされており、排除されていたとしても、今回の事故の発生確率や重大性は減少できたかもしれないが、本件事故の状況において事故の発生まで防止することはできなかったであろうとされているものと認識している。その上で、現在、海兵隊では、航空要員及び整備要員の配置に関し、海兵隊員個人の専門性のみならず、航空資格等を考慮することを含め、人員配置方針を変更することとしており、具体的には、西太平洋地域を含む前方展開部隊に、初回勤務者については最も能力の高いものを配置する等の取り組みを行っているものと確認しており、岩国基地においても、適正な人員配置になるものと考えている。防衛省としては、再発防止策等への取り組み状況について注視し、何か新たな情報が得られた場合は、改めて自治体等に説明する。

○　乗員及び整備要員の配置については、現在、海兵隊員個人の専門性や航空資格への配慮も踏まえ、人員配置方針を変更することとしている他、部隊の整備能力を向上させるために使用している「整備能力モデル」を推奨するなど取り組んでいるものと承知しており、適切な人員配置になるものと認識している。

**（４）藤本議長からの質問及び地方協力局補償課長の回答**

（藤本議長）

○　新聞報道で「岩国には未熟な操縦士」と掲載されており、こうした隊員の「質」や人員の「不足」は、即応体制、抑止力の維持だけでなく、安全面にも影響するのではないかという不安があるが、国の見解を問う。

○　空中給油を終えた後、飛行中に本来配置されるべきである標準的な位置とは、どういう位置なのか、また、事故原因の中で「事故機のパイロットを含め、いかなるパイロットにとっても、これらの一連の状況を回

**（次頁に続きます）**

避することは、極めて困難なものであった」とされているが、今回の事故は操縦ミスによって引き起こされたものとなるのか、国の見解を問う

（西野補償課長）

○　岩国飛行場に配置されている隊員の質の低下等に伴う即応性や安全面への影響にについて、現在、海兵隊は、人員配置方針の見直しに関し即応性を向上させるための取り組みとして、戦術航空要員を岩国飛行場へ増員するなどしているものと認識しており、即応態勢や抑止力の向上に必要な施策が行われているものと認識している。

○　また安全面についても、これまでに説明したもののほか、

・　既存の安全プログラムを、連邦航空局が使用するものをベースにした新たな安全管理システムに移行させ

・　危険やニアミス事案報告を容易に行えるようにするための航空安全意識啓発プログラムを実施する

などの、更なる必要な対策が講じられていると承知しており、防衛省といたしましても、しっかりとした是正措置が採られ、安全確保につながるものと認識している。

○　事故時における機体の位置関係について、事故を起こしたＦ／Ａ－１８は、給油後、本来、この場合であれば、空中給油機の右側に配置されるのが標準的な位置であったが、左側に配置されることになったと認識している。また、事故の原因については、報告書に「操縦ミス」といった記述はみられないが、先ほど説明したとおり、事故を起こした機体が空中給油機の左側に配置されたこと、僚機のライトの照度が最適ではなかったことなどの４つの様々な状況によるものであると認識している。

**（５）片岡副議長からの質問及び地方協力局補償課長の回答**

（片岡副議長）

○　２０１８年の不正確な記述とされた事項について、「事故機パイロットは、習熟度は低かったが、訓練参加に必要な条件は満たしていた」ということであるが、昨年の１１月の説明では、夜間空中給油訓練をするためには、事前に６度の夜間での空中給油訓練の完了が要件であるが、その課程を修了していなかったとか、９０日間当たり最低飛行時間とされている６０時間を大きく下回る１３．１時間であったことから、任務に適さないとされていたが、今回、どのように評価が変わったのか。

○　今後、更に、再々調査報告書が出るようなことはないと考えてよいか。この度の再調査報告書をもって、事故にかかる調査が完了したものと理解してよいか。

（西野補償課長）

○　事故機パイロットの夜間空中給油訓練を行う資格について、再調査において、事故機パイロットは夜間空中給油の練度は高くなかったが、事故機パイロットは当該訓練の条件を満たしていたとされている。

○　これは、Ｆ／Ａ－１８訓練・即応性マニュアルには、パイロットが資格を有していなくとも、教官資格を有する者と共に飛行していれば訓練

**（次頁に続きます）**

は実施できる旨記載されているにも関わらず、前回調査では、マニュアルの分かりづらい文言から誤った推測により、資格を有していなかったと結論づけたものと認識している。

○　今回の調査については、米海兵隊において、前回の事故調査報告書が、事故の直接的原因を中心に事故を起こした部隊に焦点を当てたものであって、事故の全体像を必ずしも正確に捉えきれていないと見られたことから、本件事故の重大性に鑑み、事故の具体的な原因を捉えるとともに、制度的・組織的な要因を含む、より広範な要因を特定するため、新たに統合処分担当官を指名して再調査を行ったものと認識している。

○　なお、本調査を指示した米海兵隊副司令官は、本再調査報告書及び先般の部隊調査等により、悲劇的な事故へ至った失敗に関する完全かつ包括的な検証を行い、何が起こったのか明確に理解することができたとされていると承知している。

**（６）福田市長からのとりまとめの質問及び地方協力局補償課長の回答**

（福田市長）

○　今回の調査報告書で、事故の原因及び様々な要因が特定されているが、本日、説明された再発防止策は、事故原因と要因に完全に対応し、今後の再発防止に十分かつ完全なものとなっているのか国の見解を問う。

（西野補償課長）

○　再調査報告書の中で、米側が今回の事故に至った失敗に関する完全・包括的な検証を行い、何が起こったのかなどについて、明確に理解するとともに、指示した措置（安心・安全対策）については、これまでの欠陥を是正し、制度的要因にも適切に対処するものと確信するとされており、防衛省としても、同様の見解をもっている。

○　防衛省としては、米海兵隊における、今般の再調査結果及び結果を踏まえての再発防止策や各種取組については、航空安全及び即応性を向上させるために、必要なものであると認識しており、今般の再発防止策を含め、より一層、米軍機の運用に係る安全管理の徹底を図るよう、累次の機会に米側に求めてまいる。

**（７）福田市長からの質問及び地方協力局補償課長の回答**

（福田市長）

○　今回の事故再調査報告書に関しては、これが最終報告であり、国から地元へ伝えるべき内容はもれなく説明されたと理解してよいか。

（西野補償課長）

○　そのとおりである。

**（８）福田市長からの要請及び中国四国防衛局長の回答**

（福田市長）

○　本日の説明内容については、理解した。米軍機の事故は、言うまでもなく、あってはならないものであり、これまでも、事故が発生する都度、

**（次頁に続きます）**

再三にわたり、原因の早期究明と再発防止の徹底等について、強く求めてきた。

○　特に、今回の接触墜落事故は、平成３０年１１月のＦＡ－１８墜落事故に続き、艦載機移駐完了後の間もない時期に相次ぎ発生しており、その後の事故報告の中でも、部隊の規律違反や練度不足等の指摘がなされるなど、基地周辺住民の不安を増大させている。

○　先ほどの説明によると、再発防止に向けた米軍の具体的な取組がすでに始まっているとのことであるが、地元自治体として、基地周辺住民の不安が解消されるよう、２点について要請する。

（ア）事故の発生や事故調査報告については、これまでも再三にわたり、国が米側から積極的に情報を入手し、公表前に、国の責任において、地元自治体に対し、迅速かつ丁寧な情報提供を行うこと。

（イ）今回の再調査結果の再発防止策として掲げられている、人員配置方針の変更や、訓練・即応性マニュアルの更新など、米軍の再発防止策が確実に実施されるよう、米側に働きかけるとともに、国においては、引き続き、米軍の是正措置・再発防止策の効果を確認するなど、米軍における改善状況を継続的に把握すること。

（森田局長）

○　２点の要請について、しっかりと受け止める。

○　防衛省としては、岩国飛行場周辺の皆様が、安心して安全に暮らせる環境を確保することが、極めて重要だと認識している。

○　日米同盟の維持・強化、あるいは、在日米軍の安定的な駐留については、地元の御理解が大前提であり、そのためにも、まずは皆様方へ、しっかりとした情報提供を行い、同時に、米軍の運用に当たっては、安全面に対して最大限の配慮がなされ、厳格な隊員教育により規律が維持され、事故を起こさないということが重要であり、このため、今後も日米間で緊密に連携しながら、しっかりと取り組んでまいる所存である。

## （９）福田市長コメント

本日、国から、事故再調査報告書について、事故の原因や要因をはじめ、米軍の再発防止策の具体的内容やその取り組みが始まっていることなどの説明を受けました。

また、再調査報告書の中で、米側は、事故に至った状況に関する完全・包括的な検証のもと、今回の再発防止策については、事故の全体像を正確に捉え、様々な要因に適切に対処するものと確信するとしており、国からは、このことについて同様の見解であることが示されました。

今後、米側においては、こうした再発防止策を確実に進めるよう、また、国においては、米軍の改善状況について継続的に確認するよう、しっかりと取り組んでいただきたいと考えています。

---

担当
岩国市総合政策部基地政策課　　TEL0827-29-5024　FAX0827-21-3572
岩国市議会事務局庶務課　　TEL0827-29-5190　FAX0827-21-1001